## ヤマダ電機テックランド高松春日店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変

更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告

する。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松春日店 高松市春日町218番地1ほか

- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 5,002 m<sup>2</sup>

変更後 8,265 m<sup>2</sup>

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

変更前 収容台数 301台

位置 別図のとおり

変更後 収容台数 520台

位置 別図のとおり

- ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後10時30分

変更後 午前9時30分から午後10時30分(駐車場①及び②)

午前9時30分から午後10時(駐車場③及び④)

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 3箇所

位置 別図のとおり

変更後 出入口の数 6箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を3の(1)の場所において3の(2)の期間縦覧に

する。

供

(4) 変更年月日

平成20年1月19日

(5) 変更する理由

お客様へのより一層の利便性向上を図るため。

2 届出年月日

## ヤマダ電機テックランド高松春日店

平成19年5月18日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

(2) 縦覧期間

平成19年5月25日(金曜日)から同年9月25日(火曜日)まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を 本日

から4月以内(平成19年9月25日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及 び高

松市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 記載すべき項目
  - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
  - ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
- (2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ